旅行業務取扱料金表

国内旅行（旅行業法第12条に基づく掲示）

株式会社TAIAN（以下「当社」）が国内旅行について旅行者と締結する手配旅行契約その他の旅行業務に関し収受する料金は、以下のとおりです。表示の料金はすべて消費税込みの金額です。

実施日：2026年6月25日

1. お申込金（手配旅行契約）

区分	料金（税込）	適用単位・備考
お申込金	旅行代金の30%以上	契約時にお支払いいただき、旅行代金・取消料・取扱料金の一部として取り扱います

2. 手配旅行契約に係る取扱料金

(1) 手配料金

区分	料金（税込）	適用単位・備考
運送機関・宿泊機関等を組み合わせた複合手配	旅行費用総額の20%以内	1件につき（下限は各単独手配の下限額の合算額）
宿泊機関の単独手配	宿泊費用の20%以内	1件1手配につき（下限 550円）
JR・私鉄・バス・船舶等の運送機関の単独手配	運賃・料金の20%以内	1件1手配につき（下限 1,100円）
航空券の単独手配	航空運賃の20%以内	1名様1区間につき（下限 1,100円）
観光券・入場券・食事等の単独手配	費用の20%以内	1件1手配につき（下限 1,100円）
貸切バスの手配	運賃・料金の20%以内	1件につき（下限 5,500円）

(2) 変更手続料金

区分	料金（税込）	適用単位・備考
複合手配の変更	変更前旅行費用の20%以内	変更部分につき（下限は各単独手配の変更料金の合算額）
宿泊機関の変更	550円	1件1手配につき
運送機関の変更	1,100円	1件1手配につき
航空券の変更	1,100円	1名様1区間につき
観光券・入場券・食事等の変更	1,100円	1件1手配につき

(3) 取消手続料金

区分	料金（税込）	適用単位・備考
複合手配の取消	取消部分の旅行費用の20%以内	取消部分につき（下限は各単独手配の取消料金の合算額）
宿泊機関の取消	550円	1件1手配につき
運送機関の取消	1,100円	1件1手配につき
航空券の取消	1,100円	1名様1区間につき
観光券・入場券・食事等の取消	1,100円	1件1手配につき

3. 添乗サービス料金

区分	料金（税込）	適用単位・備考
添乗サービス料金	44,000円	添乗員1名1日につき（交通費・宿泊費等の経費は実費別途）

4. 通信連絡料金

区分	料金（税込）	適用単位・備考
通信連絡料金	1,100円	旅行者の依頼による特別または緊急の連絡1件につき（通信実費別途）

注記

1. 上記2〜4の料金には消費税が含まれております。
2. 運送・宿泊機関等の運賃・料金、取消料・違約料、ならびに郵便・電話等の通信実費、交通費・宿泊費等の実費は、上記料金とは別にお支払いいただきます。
3. 「手配」には、予約を要しない乗車券・入場券等の発券のみの場合を含みます。
4. 同一宿泊機関に連泊する場合は、1件の手配として取り扱います。
5. 手配の完了後にお客様のご都合で契約を解除された場合でも、手配料金をお支払いいただきます。手配の一部のみが完了している場合は、完了した部分の手配料金をお支払いいただきます。
6. お客様のご都合による変更・取消の場合、既に収受した取扱料金は払い戻しいたしません。
7. 募集型企画旅行契約および受注型企画旅行契約には本料金表は適用されません（料金は旅行代金に含まれます）。
8. 団体・法人のお客様、特殊な手配を伴う場合は、別途お見積りのうえ、契約時に料金を明示します。
9. 当社は国内旅行のみを取り扱っております。海外旅行の手配、渡航手続の代行および旅行相談契約（旅行の相談のみのご依頼）は承っておりません。

株式会社TAIAN

本社　〒160-0022　東京都新宿区新宿一丁目34-16 清水ビル3F

東京都知事登録旅行業 第2-8990号

登録年月日：2026年6月25日

有効期間：2026年6月25日〜2031年6月24日

一般社団法人全国旅行業協会 正会員

旅行業務取扱管理者：大沢 慎